



# 島根県報

令和4年7月26日（火）

号外第82号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始（2件）

（ ” ） 4

# 告 示

## 島根県告示第537号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年7月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長			
県道	吉賀匹見線	益田市匹見町紙祖口573番2地先から同口571番1地先まで	前	メートル 7.06～ 68.33	メートル 495.11	益田県土整備事務所	道路改良工事 拡幅	
			後	23.20～ 108.85	495.11			
〃	野地鎌手停車場線	益田市西平原町503番1地先から同町521番2地先まで	前 A	10.30～ 19.53	175.00	益田県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ 迂回路	
			後	A	10.30～ 19.53			175.00
				B	6.50～ 22.47			177.19

## 島根県告示第538号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年7月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	掛合大東線	雲南市掛合町掛合2748番1地先から同地先まで	前	メートル 9.15～ 13.91	メートル 9.60	雲南県土整備事務所 災害復旧工事 拡幅
			後	11.03～ 15.73	9.60	

## 島根県告示第539号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年7月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	野地鎌手停車場線	益田市西平原町503番1地先から同町521番2地先まで	メートル 177.19	令和4年7月26日	益田県土整備事務所	

## 島根県告示第540号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年7月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	木次直江停車場線	雲南市木次町里方1370番62地先から同番63地先まで	メートル 141.96	令和4年7月26日	雲南県土整備事務所	